

公開・非公開

 公開
 部分公開
 非公開

令和7年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

- 開催日時 令和8年3月16日(月) 午後1時30分から午後3時20分
- 開催場所 浜松市口腔保健医療センター 講座室
- 出席状況

種別	人数	氏名等		
委員 42 出席 26 Zoom 参加 11 欠席 5	専門 委員 18	柴田 昌幸	浜松市警察部	
		山本 晃久	静岡県弁護士会浜松支部	
		一條 典之	静岡地方法務局浜松支局 <欠席>	
		河合 洋子	浜松市人権擁護委員連絡協議会	
		多々内友美子	浜松市医師会(産婦人科医会) <欠席>	
		村山 恵子	浜松市医師会(小児科医会)	
		大嶋 正浩	静岡県精神神経科診療所協会	
		貴志 章代	浜松市歯科医師会	
		野寄 秀明	浜松市薬剤師会	
		齋藤 由美	浜松市助産師会	
		出席 13 欠席 5	杉山 晴康	浜松市民生委員児童委員協議会 <欠席>
			中村 勝彦	浜松民間保育園長会
			前田美知代	浜松市私立幼稚園協会
			松本 知子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等) <欠席>
			徳田 義盛	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(児童養護施設)
			中林 正剛	浜松市里親会 <欠席>
		出席 13 Zoom 参加 11 欠席 5	久野 友広	浜松市児童家庭支援センター
			後藤翔一朗	浜松市障がい者基幹相談支援センター
	野田 志保		こども家庭部長(要保護児童対策地域協議会会長)	
	池田 健人		こども家庭部児童相談所(所長)	
	園田 俊士		こども家庭部こども若者政策課(課長)	
	金原 正剛		こども家庭部幼保支援課(課長)	
	渡邊 仁		こども家庭部幼保運営課(課長)	
	横井 通文		こども家庭部中央福祉事業所児童家庭課(課長)	
北村 聡	健康福祉部浜名福祉事業所社会福祉課(課長)			
芦澤 信之	健康福祉部天竜福祉事業所社会福祉課(課長)			
小笠原雅美	健康福祉部健康増進課(課長)			
柴田多美子	健康福祉部障害保健福祉課(課長)			
二宮 貴至	健康福祉部精神保健福祉センター(所長) <Zoom参加>			
中村その子	健康福祉部中央健康づくりセンター(所長) <Zoom参加>			
坂本田佳子	健康福祉部浜名健康づくりセンター(所長) <Zoom参加>			

	櫻井 政男	健康福祉部天竜健康づくりセンター（所長）＜Zoom 参加＞
	河合多恵子	健康福祉部中央福祉事業所社会福祉課（課長）＜Zoom 参加＞
	小椋 雅彦	健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第一課（課長）＜Zoom 参加＞
	山本 隆久	健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第二課（課長）＜Zoom 参加＞
	吉山 幸洋	学校教育部指導課（課長）
	中村 美紀	市民部UD・男女共同参画課（課長）＜Zoom 参加＞
	小山 東男	こども家庭部子育て支援課（課長）
	仲谷 美樹	こども家庭部子育て支援課（家庭支援担当課長）
	平野 聖枝	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）＜Zoom 参加＞
	佐々木美香	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）＜Zoom 参加＞
	鈴木真知子	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）＜Zoom 参加＞

4 次第

(1) 開会

(2) こども家庭部長挨拶

(3) 議事

【公開】

① 報告

- ア 浜松市要保護児童対策地域協議会における職員アンケート結果及びその考察について
- イ 支援対策児童等への支援における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携について
- ウ 要保護児童対策地域協議会実務者会議ハンドブックの作成について
- エ こども虐待による死亡事例等の検証結果等について
- オ 産科・精神科・行政等の連携について

② 協議

(4) 連絡事項

(5) 閉会

5 会議録

1 開会 事務局	<p>令和7年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 (資料確認)</p> <p>事前に資料を送付させていただいている。</p> <p>(会議成立の確認)</p> <p>専門委員18名のうち13名の出席を確認。</p> <p>浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第7条第2項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議が成立していることを報告する。</p> <p>それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長より挨拶を申し上げる。</p>
2 挨拶 こども家庭部長	<p>皆様、本日は年度末で忙しい中、この会議にご出席いただき、ありがとうございます。</p>

	<p>皆様方には、日頃から本市の児童福祉政策の推進に多大なるご尽力、ご協力をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>当協議会は、児童福祉法に基づき設置されているもので、地域の要保護児童の適切な保護と、要支援児童および特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉に関する職務に従事されている関係機関により構成されている協議会である。</p> <p>支援対象児童等の健やかな成長を願って、市内の多くの機関の皆様には支援を検討していただいている。その中でも、代表者会議では、支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討や、要保護児童対象の施策などについて協議する場となっている。</p> <p>子どもを守る地域ネットワークがよりよいものになるように、専門委員の皆様方からのご提案をよろしく願います。</p> <p>浜松市では、今年度の4月から「浜松子ども計画」を策定し、一年が経過しようとしている。基本理念に、「全ての子ども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松」を掲げていて、誰一人も取り残さないように、社会全体として子どもを守っていくことを理念としている。本日は、要保護児童対策地域協議会ということであり、困難を抱える子ども全てを救い上げるという考えに基づいてやっていきたいと思っている。皆様方のお力添えをいただきたい。</p> <p>本日の議題は、要保護児童対策地域協議会の終結に関するアンケートについて、実務者会議のハンドブックの作成について、民生委員児童委員、主任児童委員との連携についてなどである。</p> <p>いずれも、関係機関の皆様との連携が欠かせないものである。行政だけではできないことであるので、地域のそれぞれの団体における支援についても情報提供をいただくことで、浜松市ならではの「地域で子どもを見守るネットワーク作り」ができればと考えている。</p> <p>要保護児童対策地域協議会では、支援対象児童等の健やかな成長を願って、市内の多くの機関の皆様にご支援をいただいている。</p> <p>本日も、様々な立場からご意見をいただくとともに、今後もより一層、皆様方のご協力、ご支援をお願いできればと思う。</p> <p>限られた時間ではあるが、忌憚のないご意見をいただければと思っている。よろしく願います。</p>
事務局	<p>本会議は浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条及び第7条第1項の規定により、会長である子ども家庭部長が議長を務めることとされている。</p> <p>ここからは、野田部長に議長をお願いする。</p>
会長	<p>議事に入る前に、会議の公開について、委員の皆様にお諮りする。本日の会議であるが、個人情報扱う案件はないので、議事は公開とするが、よろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
3 議事	<p>それでは、次第の3の議事に従って進行していく。</p>
(1)報告 会長	<p>まずは、ア 浜松市要保護児童対策地域協議会における職員アンケート結果及びその考察について、事務局である子育て支援課から報告させていただく。</p>
事務局	<p><資料1に沿って説明></p>
会長	<p>ただいまの子育て支援課からの説明に対して、委員の皆様から、ご意見ご質問等が</p>

	<p>あればお願いしたい。</p>
中村委員	<p>民間保育園・こども園における児童虐待家庭支援に関する相談対応の実態調査を、浜松民間保育園長会でさせていただいた。</p> <p>1枚目の裏面で、児童相談所の課題としてあがってきていることがある。</p> <p>「終了した事案だから。」と冷たく対応されて、再報告を躊躇したケースが、おおむね1年未満の間で4件あった。「いつでも再相談していいです」という形で、大半は受けてくださっている。しかし、冷たく対応されたケースがあると、不安になってしまい、その後、相談しづらくなってしまうと思う。</p>
大嶋委員	<p>行政職員のアンケートと、こども園等からのアンケートと、両方のアンケート結果を突き合わせる事が大事である。</p> <p>言葉だけで終結を伝えると、非常に曖昧になり、納得してもらった、納得できなかったということが起こりそうな気がする。教育支援のシートのようなものを出していくことで、後で検証をすることもできる。</p> <p>アンケートにも出ているが、この受け渡しのときに、親や施設にもしっかり話をし、コンセンサスをしっかり作っていく上で、情報をお互いが共有して、納得している形にできるとよい。</p> <p>児童の年齢が高い場合には、こどもに対してもしっかり伝えることが必要だと思う。何歳ぐらいから共有していいのか、どの程度、共有していいのか、私自身もまだイメージがついていないが、紙ベースで、お互いにコンセンサスがしっかり得られるようにすれば、これからこのような問題を話し合うときもしっかりできるのではないかなと思うので、ぜひ検討をお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどお伝えしたことは行政側からのアンケート結果であり、中村委員の報告は、園長会で取ってくださったものになる。</p> <p>園だけではなく、様々な関係機関等があるので、お互いの情報や捉え方をすり合わせて、大嶋委員のおっしゃる通り、お互いが納得して、どの情報を引き継ぐか、お互いの役割は何かを確認した上で、それぞれが支援に入るようにするとよいと思う。検討させていただき、今後、協力をお願いすることもあるかなと思うので、よろしくをお願いします。</p>
徳田委員	<p>アンケートを丁寧にやっただけで、大変勉強になる。</p> <p>終結は、大事なターンだと思うが、このアンケートの中で出ている、連携や個別ケース検討会議という言葉も散見されたが、児童養護施設の肌感覚からすると、私たちはその個別ケース検討会議の仲間に入っていない印象を受ける。児童養護施設は、市内に3か所あって、いずれもショートステイや緊急事案などに協力させていただいている。パーマネンシーの視点から、伴走型の支援を築いていくのに終結の瞬間はすごく大事だと思う。</p> <p>その終結に至る前に、支援者を探していくと、その家庭を取り巻いているいろいろな地域の支援者がある。多機関で見えていくその実績が、地域の支援の風土みたいなものをつくっていくきっかけになるのではないかな。</p> <p>幼稚園の先生、学校の先生、民生委員さん、地域の医療機関、そのようなところを交えた個別ケース検討会議を充実していくと、終結に至るときも、そのままずっと見</p>

	<p>守っていくような形ができるとういと思っている。</p> <p>その中にぜひ児童養護施設も加えていただいて、拠点だけではなく、近くの児童養護施設でもそのような役割を担っていくべきだと思っているので、よろしくお願ひしたい。</p>
村山委員	<p>貴重な調査を拝見した。徳田委員の指摘と繋がるが、7ページの下から2行目のところの「必要性は感じるが、自分自身が多忙であり、会議日程が取れない。」ということができない理由になっているのであれば、すごく残念だと思う。一方で、「ほとんどのケースに関しては、しっかり電話連絡はできている。」ということである。</p> <p>したがって、このような事態を防ぐためには、最初の電話連絡そのものや個別ケース検討会議をWeb形式で行い、共有する形ができれば、少しでも関われる人が増えるのではないのか。皆さんが本当に多忙なことはよく存じ上げているので、負荷をかけないように、個別ケース検討会議が頻繁に簡単に開けるような土壌を作っていただけるとありがたい。</p>
後藤委員	<p>調査、ありがとうございます。</p> <p>この回答を拝見していると、回答するにも大変勇気がいったのではないかという内容も含まれている。これだけ踏み込んだ内容を回答していただけたことは本当にありがたい。</p> <p>質問9のところ、個別ケース検討会議の開催について触れられているが、やはり会議の終結の部分で、会議の開催に少し迷いがあるのではないか。例えば、計画相談や委託相談が関わっているケースであれば、苦しんでいるポイントも共有できる。もし会議開催であれば、一緒にそこも汲み取りながら、議事の引き継ぎを進めていけるのかなと思っている。そのような意味でも、頼っていただけるとありがたい。</p>
会長	<p>前向きな意見をいただき、ありがたい。</p> <p>続いて、イ 支援対象児童等への支援における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携について、子育て支援課から説明をお願いします。</p>
事務局	<資料2に沿って説明>
会長	今の説明に関して、皆様からご質問ご意見等、お願いします。
徳田委員	<p>民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の中で担ってくださっていると思うが、実質的にどうなのか。</p> <p>民生委員・児童委員、主任児童委員は、見守りの一員としてとても有効だと思っている。ケースを見たときに、下校後に繋がりがあるところが、塾であるのか、バイト先であるのか。小さい子であれば、サッカーをやっていたり、ゲームセンターに出入りをしたりするなど、それぞれのケースで、こどもたちのことを目にする人はいる。</p> <p>民生委員・児童委員は、地域の中で動いているが、家の中まで入れないだろうし、全ての家庭をとというのは、地域も広いし、大変である。そう考えると、こどもと家庭を取り巻いている社会全体の資源を掘り起こしていきたい。ソーシャルワークができる人が中心になりながら、要対協とリンクしていくようになればよいと、お話を聞いて感じて。</p>
事務局	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携については、地域でのいろいろな支援の要になってくる役割であると、行政としては思っている。要保護児童の見守りにつ

	<p>いては、民生委員・児童委員が気持ち的にも負担になることは私たちも重々承知をしている。そのような中で、どのようなことだったらできるのか、どのようなことを私たちがお手伝いすれば負担が軽くなるのか、今後協議をしていきたいと思っている。</p> <p>先ほど、徳田委員がおっしゃった通り、多くの地域の資源の方々を掘り起こすことは非常に大事だと思っている。それについては、7つのこども家庭センターに1人ずつ統括支援員がいる。全員、保健師である。こども家庭センターにおいて、統括支援員には、地域の資源の掘り起こしが一つ大きな仕事になっている。今年度からネットワーク会議等を始めているので、地域資源の掘り起こしを進めていくように努力をしていきたい。</p>
大嶋委員	<p>今のことに関連した質問である。民生委員・児童委員や主任児童委員をバックアップする機能はとても大事だと思うが、コミュニティソーシャルワーカーはどれくらい、関わっているか教えていただきたい。</p> <p>地域のコミュニティソーシャルワーカーは、今かなり人数が増えてきているが、機能が宙ぶらりんなどところがあるので、ミッションがはっきりするといい。</p>
中央福祉事業所 児童家庭課	<p>今、コミュニティソーシャルワーカーは増えていて、地区担当制になっている。民生委員・児童委員は各地区の協議会に出席してくれて、いろいろな困りごとや相談を受け、関係よくやってくれている。実際にこの動きが見えてくると、コミュニティソーシャルワーカーへ依頼をしながらやっていけるのではないかと感じている。</p>
大嶋委員	<p>コミュニティソーシャルワーカーの人数が増えているので、もっとやれることがあるのではないかと考えている。ミッションがはっきりすると、より動きやすくなると思うし、地区割りにになっているので、地域の民生委員・児童委員をしっかりとバックアップしてほしい。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーは、子育て支援課や行政とのパイプ役としても、ちょうどよい立場である。そのような役割にしたら、もう少し民生委員・児童委員が助かるのではないかと想像している。</p>
事務局	<p>福祉総務課や福祉事業所と連携していきたいと思う。</p>
河合委員	<p>ここに教育委員会や学校が入ってきていないが、とても大事な機関と思う。</p> <p>主任児童委員は、月に1回、必ず学校とコミュニケーションをとって連携よくやっている学校がほとんどである。地域の中でもそれをしっかりと踏まえて、地域全体を見てくださいということも事実だろうと思う。</p> <p>今、教員の働き方改革で大変だと思うが、学校も協力してもらえれば、こどもたちの様子についても分かるのではないかと。民生委員・児童委員や主任児童委員にとっても、学校との連携を踏まえての活動だったらよい。</p>
指導課	<p>ご意見いただいた通り、この役割は非常に重要である。家庭との繋がりという点では、スクールソーシャルワーカーに活躍していただいている。スクールソーシャルワーカーを活用しながら、学校も民生委員・児童委員や主任児童委員と連携をとりながらやっていきたいと思っている。</p>
会長	<p>民生委員・児童委員の皆さんは、本当に熱い思いを持ってやってくださる方が多いので、この要対協のケースでは、上手に関わり、分担してやっていけるとよいと思う。要対協を終結した後、社会資源としてスクールソーシャルワーカーやコミュニティソ</p>

	<p>一シヤルワーカーがうまく連携できるとよい。一機関のみが全力で行うより、うまく役割を分担してやっていく方がよい。</p> <p>民生委員・児童委員のマニュアルについては、また確認していただきたい。</p> <p>では、続いて、ウ 要保護児童対策地域連絡協議会実務者会議ハンドブックの作成について、子育て支援課から願います。</p>
事務局	<資料3に沿って説明>
中村委員	<p>ハンドブックの24ページの浜松市における児童虐待通告の流れで、どちらに連絡して報告をしたらいいのか具体的に書いてくださっている。しかし、実際にこれを見ても、「こどもを毎日叩いている。蹴っている。」等の場合、どちらに相談していいのか、これだと少し分かりづらい。実際に相談した場合には、どのような対応をしていただけるのかも分かりづらいと思った。</p> <p>先ほど言ったように、生命の危険まではいかないかもしれないが、実際に虐待が日常的に繰り返し行われているという場合は、どちらへの相談が適切なのか。どちらでも対応していただかないと園としても困ってしまう。連絡方法についてと、こども家庭センターと児童相談所の連携について教えていただきたい。</p>
児童相談所	<p>生命の危険がある場合の通告は、まず通告の連絡を受けると、そのこどもが関係している機関があるかないかを確認をする。そして、関係している機関からできるだけ多くの情報を集めるようにする。</p> <p>その後、情報を集めた上で、所内で緊急受理会議を開催して、どのような対応をしていくかを検討している。</p> <p>当然、命に関わることだったら、まず、安全確保を最優先に検討される。</p> <p>通告いただいた機関には、所内の判断をもって、連絡をさせていただき、児童相談所の職員がどのように動いていくかを共有させていただいた上で対応していくということに、一般的にはなっている。</p>
中村委員	<p>実際には、どちらで受けたとしても、両方の協力のもとでやっていただきたいということがこちらからのお願いである。相談するときに、もう少し具体的な内容が書かれていないと、どちらに相談するのか判断に迷うときが多い。</p> <p>どうしても相談内容を分けた方がよいということであれば、より具体的に記載していただきたい。こういうことだったら、こちらの方に連絡しなくてはいけないということが分かるとよい。そのことが、これだと分からないところが多い。</p>
児童相談所	<p>児童福祉法が平成16年に改正され、一義的な通告先は、市町村になっている。そのため、本市の一義的な通告先は、こども家庭センターになる。判断の部分で言うと、通告者には判断を求めている。</p> <p>したがって、「迷ったらどちらでもよいので、まずは連絡を」と、補足で書かせていただいている。児童相談所あるいはこども家庭センターのどちらに通告していただいても同じように対応するようになっている。</p>
後藤委員	<p>作成、ありがとうございます。</p> <p>このハンドブックの24ページの虐待通告の流れの図のところ、緊急性ありなしというところで分けていると思う。基本的には、虐待ケースの全てにおいて緊急性ありだと思っている。ただ早期の分離保護は必要な状態か、それができるかどうかは、</p>

	<p>分かれるところはあるかもしれない。緊急性としては、全てのケースにおいて基本的にありという認識の方がいいのかなと思う。</p> <p>「ここに該当しないから、対応します、対応しません。」になってしまうと、いろいろなところで支障が出てくると思う。繰り返すような事象は、関係機関も、「またか。」みたいな感覚や、「あそこの家はいつもそうだね。」のように、だんだん麻痺してきて、言っても対応してもらえない経験を重ねると、通告自体がなくなってしまう可能性もある。認識が相互でずれないように、周知の工夫や研修での取り組みが必要であると感じた。</p>
会長	<p>児童相談所やこども家庭センターへの虐待の通告では、どちらにかけても、後藤委員がおっしゃったように、緊急かどうかは通告者が決めることではないので、どちらにかけていただいても、どちらでも受け止めるということを、今後、肝に銘じていきたい。</p> <p>続いて、エ こども虐待における死亡事例等の検証結果等について、子育て支援課から説明をお願いします。</p>
事務局	<資料4に沿って説明>
会長	<p>続いて、オ 産科・精神科・行政等の連携について、健康増進課から説明をお願いします。</p>
健康増進課	<資料5に沿って説明>
会長	それでは、資料4と資料5の内容について、何か質問等があるか。
徳田委員	<p>日本では、自殺が多いということを承知していたが、親子で心中をするという選択肢に至ることを考えると、自殺予防と同じなのかもしれない。</p> <p>孤立させない、心配な方を見守っていける社会、お互いに見守り合える社会づくりが必要であると思った。</p> <p>経済的なこともあるだろうし、子育てのこともあるだろうし、いろいろな施策があると思う。とにかく自殺者が多いことにびっくりした。</p>
3 議事 (2)協議 会長	<p>議事の2に移って、協議とさせていただきます。今日、報告させていただいた内容や医療対応のシステム等も含めて、ご意見があったら、お願いします。</p>
久野委員	<p>本日の全体を通しての感想と、要望をお話させていただきたい。</p> <p>いろいろなアンケートを実施していただき、ありがとうございます。相当な時間数と労力がかかっている大変だったと思う。</p> <p>児童相談所においては、令和6年度からこどもの措置を実施したり、解除したりするときに、こどもの意見を必ず聞きなさいという意見聴取等措置が義務として実施されてきた。</p> <p>また、令和7年の6月1日からは、一時保護をする際に保護者の同意がない場合に、裁判所の裁判官に対して、一時保護状の請求が必要になったことで、児童相談所がとても忙しい状況であると聞いているし、実際に大変だろうと思っている。</p> <p>そのような中で、このような調査をやっていただいてありがたいと思っている。</p> <p>ここから要望である。民間保育園・こども園のアンケートを見て、それからハンドブックの通告先に対する本日のご意見を聞いて、残念ながらこども園・民間保育園の</p>

	<p>皆さんは、まだ納得できていないと思う。</p> <p>何が納得できていないかという、民間保育園・こども園の方から出していただいたアンケート結果にいくつか出ているので、少しこれを引用させていただく。</p> <p>児童相談所の課題として、終了した事案だからと冷淡に対応されるという終結に対する課題が出ている。ここが解決されないと、コンセンサスも得にくいと思う。</p> <p>それから、児童相談所はこども家庭センターへの押し付けがある印象を受けるといふ課題。</p> <p>さらに、介入基準の不透明さということで、目に見える証拠がないと、児童相談所が動いてくれないのではないかと、という課題が記されている。</p> <p>先ほど大嶋委員からも発言があったが、目に見える資料を提示し終結した方が良いとの意見がでた。要対協では、アセスメントシートという形でやっている。</p> <p>そういうものを関係機関にも示すことはいかがか。あるいは、示さなくても説明したり、「こういう状況になればまたご相談にのります。」と伝えたりする。当然やっていると思うが、現場での意見を受け止めて、現場に対してきめ細かい対応をすることが大事ではないか。</p> <p>先ほどの児童相談所長の通告の話で、児童福祉法の改正で、一義的には、こども家庭センターで虐待通告を受けてほしいということだが、児童相談所にしかできない、一時保護や措置については、やはり児童相談所が受けていかないといけない。</p> <p>緊急を要する場合というのは、それぞれ人によって解釈が違うかもしれないが、一時保護が必要だと思われるものはどんどん児童相談所に通告していただきたい。そうでないものは、こども家庭センターに願います。だからといって、こども家庭センターに押し付けるものではなく、連携していくという姿勢が大切だと私は考える。</p> <p>そこが、民間保育園・こども園の皆さんにも伝わるような、実際の実務運営を要望する。</p>
<p>会長</p>	<p>民間保育園長会の中村会長から提供いただいた資料がある。先ほど少し触れていただいたが、説明をいただきたい。</p>
<p>中村委員</p>	<p>民間保育園・こども園における児童虐待家庭支援に関する相談対応の実態調査の説明をさせていただく。</p> <p>今回、この調査をしようと思ったのは、2月中旬に、私から相談したケースで、児童相談所とこども家庭センターに連絡させていただいた時に、疑問を感じる対応があり、それを基に、加盟している園で、児童相談所やこども家庭センターに関わる案件で困ったことの有無を調査した。期間が2週間ぐらいしかなかったが、加盟105園中、76園から回答が戻ってきた。</p> <p>相談の実施状況と満足度では、直近1年間の相談回数は、0回がとて多くなっている。児童相談所の方は、複数の相談回数が多く、1回で終わらずに何回も相談しなくてはならないケースが多かった。こども家庭センターについては、1回、2回ぐらいで終結したようで、回数が少なかったと推測している。</p> <p>対応の丁寧さでは、9割ぐらいは満足している、1割ぐらいが不満、非常に不満があると回答していた。</p> <p>現場が実感している「行政の良い点」では、9割の園が満足しており、多くの担当</p>

者の方が真摯な傾聴姿勢で、園の不安を丁寧に聞いていただき、心理的な支えになってくれている。また、専門的な安心感で、法的権限や専門知識を持つ機関が介入することで、園単独では困難な家庭支援ができています。さらに、迅速な連携で、即日、こども家庭センターの保健師が来てくれたり、他の地区に転居したときでも引き継ぎがスムーズだったりしたことも書かれていた。

連携における全ての課題を載せ、後ほど詳細を幼保支援課長にお渡ししたいと思っている。

その中で、児童相談所の課題として挙げたことは、再相談したときに、終了した事案だからということで、相談にのっていただけなかったケースが4件あった。また、他機関への転嫁で、「児童相談所の範囲ではないから、こども家庭センターに連絡してください。」と言われたことが3件、あとは、介入基準の不透明さと秘密保持の不満である。「園からの連絡とは言わないでくださいね。」と言ったにもかかわらず、「園から通報がありました。」と対象者に言ってしまって、保護者との信頼関係が破綻してしまった園もある。公表が憚られるほど極めて深刻な事態も発生している。多忙による焦燥では、対応を急がされて十分な情報共有ができなかったことが3件あった。

こども家庭センターへの課題では、態度の問題が4件あった。少し高圧的な態度が見られて、相談したいことが言いづらかった。責任追及では、「なぜ早く言わなかった。」と園をとがめるような言動があった。そのほか、具体策の欠如で、話は聞いてくれるが、具体的なアドバイスがなかった。地域格差では、対応するこども家庭センターによって、対応の熱量に著しい差があった。これは窓口によっての違いではなく、担当者個人の裁量や意欲による差異であると思われる。共通の構造的課題では、フィードバックがないため、通報後の経過が共有されず、保育現場が孤立する。せっかく相談しても、その後、どうなったのか返ってこないケースが9件であった。また、その多くはこども家庭センターによる対応と推察されるが、具体的な対応主体や支援の枠組みが不明確となっている事例が9件確認された。

それによって、行政の対応が原因による相談を躊躇するかでは、「強く感じる」と「やや感じる」を合わせて25%ぐらいになっていて、4分の1ぐらいが相談するとき躊躇してしまっているという状況である。

行政への意見や要望について意見をいただいた。1点目に、双方向のフィードバックの確立で、情報を提供して終わりにさせず、受理後の進捗状況や方針を園に共有することをルール化していただきたいということだった。

2点目に、縦割り・たらい回しの徹底排除で、児童相談所とこども家庭センターとの連携を強化し、園を迷わせない一本化された窓口機能を目指してほしい。先ほど、「どちらに連絡しても大丈夫ですよ。」ということだったので、それをしっかり全職員に周知していただけるとありがたい。

3点目に、現場リスペクトに基づくコミュニケーションで、児童相談所も、こども家庭センターも忙しいとは思いますが、園も多忙である。威圧感を排して協力的な姿勢で対話を徹底してほしい。

4点目に、グレーゾーンへの早期アウトリーチで、虐待と断定できない段階でも、育児不安や困窮が見られる家庭に対して、予防的な訪問支援を強化してほしい。現状、

	<p>経過観察のまま実効性のある支援に繋がらず、看過されてしまうケースも懸念される。事案の発生や進展があった際、園としてどのような視点で注視すべきか、具体的な指針を共有いただければ、園側の不安感や負担の軽減に繋がると考える。</p> <p>5点目に、子どもの人権を最優先とした介入で、保護者支援に偏重することなく、子どもの健康や発達の権利を守るため、必要に応じて毅然とした指導介入を行っていただきたい。行政側から『園がこう言っている』と直接的に保護者へ伝えられてしまうと、園と保護者の信頼関係は崩壊し、以後の情報共有が困難になる。保護者と毎日対面する園の立場を尊重いただき、共通の目的である『子どもの救済』に向けて、より配慮ある連携体制を望む。</p> <p>最後のページに、質問項目を載せさせていただいている。</p>
児童相談所	<p>調査結果をまとめていただき、ありがとうございました。</p> <p>内容については真摯に受け止め、今後、課題の改善に取り組んでいき、フィードバックもさせていただきたいと思っている。ありがとうございました。</p>
会長	<p>民間保育園長会からいただいたものは、とてもありがたい情報である。これをきっかけに児童相談所やこども家庭センターがそれぞれ責任を持って対応することを徹底していきたい。</p> <p>また、何か不具合等ありましたら、教えていただきたいし、法的にできることとできないこともあると思うので、その辺りも整理して情報を共有していきたい。</p> <p>困難を抱えるこどもを見つけること自体、私たちも大勢の大人の方をお願いしたいところで、その情報を伝えていただいたところを潰すようなことは絶対にはいけなと思っていますので、本当に反省していきたい。</p> <p>今回、資料を提供していただき、ありがとうございました。</p> <p>では、そのほかご意見等があったら、お願いしたい。</p>
齋藤委員	<p>たくさんの資料を出していただき、ありがとうございました。</p> <p>いつも思うが、まず予防が大切と考えている。先ほど徳田委員もおっしゃったように、憩える場所や孤立させないことの必要性を、家庭訪問をさせてもらったり、要対協のお宅に養育支援訪問員として行ったりすると、とても感じる。出かけられる人たちはよいが、要対協のケースは、車に乗らない、車に乗れないことがある。近くで歩いていけるところに、ひろばのようなものがあると違うなど、助産師会の中ではたくさんの方が言っている。</p> <p>子育て支援ひろばは、現在、25か所、プラス出張ひろばを含めると、50か所ある。余力のあるひろばだったら、出張の場所を週1回、2か所とか3か所にすれば、2週に1回や3週に1回は、自分の近くの地域の公民館や協働センターに行けるようになる。近くに行ける場所ができるとできないとでは、大きな違いがあると感じている。再来年度には、プロポーザルにより新しいひろばが入ってくるので、そのときに出張ひろばは何か所でもいいとすれば、やりますと言ってくれるところが出てくるのではないか。今の25か所プラス出張ひろば25か所ではなく、25か所以上になってくれることが、保護者の孤立を少しでも防ぐ一つの手立てになってくるのではないか。このようなことを実施していけば、要対協にあがってくるこどもの予防の第一歩になると思うので、検討していただきたい。</p>

会長	検討をしていきたい。
村山委員	<p>先ほど、中村委員から報告していただき、民間保育園、民間だけではないが、私たち小児科医療の現場では、園による差がとても大きいことを感じている。今回、調査をしていただいた中で、回答にしなかった園もかなりの数がある。こどもの人権が園の中でどれだけ守られているかということへの調査、他からの目の入り方、その辺りは、今回、こどもの権利条例を検討する中で、こどもの権利擁護機関を作っていただけるとお話を伺っているので、そのような機関が出向いて見ることができるようにしていただきたい。</p> <p>また、権利侵害について直してほしいと思ったことを行政の方々がキャッチしたときには、確実にこどもの権利が守られる方向に動けるような体制をぜひ作っていただきたい。</p>
柴田委員	<p>市内の警察署の代表として、出席させていただいている。</p> <p>児童虐待や死亡事例の中で、相当数はすでに関係機関が関与しているということで、どのぐらいの件数を警察が関与していたかという情報はよくわからないが、児童相談所や学校が関与をしていて、被害に遭ってしまったというのであればそこに問題があることもある。</p> <p>児童虐待等、人身安全対策は、今、警察として最重要視している部分であり、各機関が事件性をうかがえるものは、警察に通報や届け出がされると思う。警察としては、認知したものについては、早急に検挙することを徹底している。</p> <p>事件性をうかがえるものについては、速やかに共有するために通報や届け出をしてもらいたい。引き続き、よろしく願います。</p> <p>逆に、警察の方で認知したものについては、その都度、速やかに児童相談所や、しかるべき担当部署の方へ通報・通告はさせていただいている。</p>
前田委員	<p>先ほど、予防が大事というお話をされていたが、私たちの幼稚園協会でも、予防が大事ということで、園独自で子育て支援も行っているし、ひろばをやっている園もある。その中で、大事にしているところは、保護者の様子を見ながら、子育て相談がしやすい雰囲気であったり、ときには、地域の保健師さんに繋げる体制であったり、私たちが今できることをしていきたいと思っている。</p> <p>先ほどもお話があったが、そこに出向いてくれる方はよいが、家庭の中で孤立している方もたくさんいると思うので、工夫をしていきたいと思っている。</p>
大嶋委員	<p>今回、5歳児健診で240園全部に巡回相談が入ることになった。その巡回相談と園の先生たちが連携しながら、5歳児健診を成り立たせようということになった。この巡回相談が入り、5歳児健診の見える化をすることで、各園が自分たちのやり方を周りとは比べながらやってもらいたい。各協会は、自分の所属園に指導できる立場ではないと思うので難しいと思うが、見える化をすれば、園では、このような方向で子どもたちを見ていこうと話し合いができると思う。浜松市の子どもたちが適切に扱ってもらえるような仕組み、虐待が起こらないような仕組みを、今回の5歳児健診をきっかけに作ってもらいたい。</p> <p>もう一つは、25か所の子育て支援ひろばプラス25か所あるということを知って、少しほっとした。今まで、25か所の子育て支援ひろばが混雑していたり、いっぱいだ</p>

	<p>からと諦めていたりしていた実情があった。</p> <p>もっと気軽に親たちがボランティア的にやってもいいし、親子グループみたいな 5 人とか 10 人ぐらいのものを子育て支援ひろばの下に、5 グループとか 10 グループ作ったら、それで 200 人や 300 人が行けるようになる。そうしたら、5000 人の子どもたちにもかなりのプラスになるのではないかと。そのように子育て支援ひろばの下に作れば、経費はあまり使わなくても、年に 1～2 回みんなでお茶ができる補助金が出たら、嬉しくて、ボランティア的にやってくくださる方もいるのではないかと提案をずっとしていた。そのようなことをすれば、問題を少なくして、行政経費を減らすことになると思う。</p> <p>現場から見ていると、積極的にみんなで話し合っ、工夫ができれば嬉しいと思っているので、よろしく願います。</p>
会長	<p>貴重なご提案、ありがとうございます。</p> <p>本日、予定されていた議事は全て終了した。委員の皆様、本当にありがとうございます。それぞれの立場からいただいたご意見は、市の子どもを見守るネットワーク作りの参考にさせていただきます。</p> <p>子どもの最善の利益を確保していくために、より広く複数の視点で関わりを持っていくことが重要であると考えている。</p> <p>その事務局である子育て支援課および各調整機関においては、支援対象児童等への適切な支援を図るために連携が行われていく中で、何か不具合等があるのなら、こちらに言っていただきたい。今後とも関係機関の皆様との連携を、よろしく願いたい。</p> <p>本日の内容を所管する方々にぜひお伝えしていただき、今後も浜松市要保護児童対策地域協議会へのご協力をお願いしたい。</p> <p>委員の皆様、本日は貴重なご意見をありがとうございました。</p>
事務局	<p>浜松市薬剤師会の野寄委員から、配付資料の報告をしていただきたい。</p>
野寄委員	<p>関連事項で、これも議事の中に入れていただくと助かる。</p> <p>今年度も、当会と浜松市が共催で、「くすりと健康フェスタ」を開催した。今回で、第 17 回目を開催することができた。その中で、要対協との関連で、児童虐待防止コーナーを作って、今年度も啓発活動を行った。延べの参加者は、500 名程度である。</p> <p>この会には、要対協に該当される家庭の周りにはいる地域の方が出ている。オレンジのイメージカラーの上着を着ているので、虐待のイメージカラーと同じであり、毎年ささやかだが、このような活動をさせていたっている。</p> <p>また、今年の 2 月 2 日から、薬局の方で緊急避妊薬の一般販売化がスタートした。浜松の薬剤師会には 330 人の会員がいるが、6 割ぐらいの 180 店の薬局が、今、厚生労働省の方に名簿を提出してトレーニングを受けて、販売することが可能となっている。</p> <p>望まない妊娠に対してどこまでお手伝いできるか分からないが、状況を整えながらスタートしていることを皆さんにお伝えしたい。</p>
4 その他・連絡事項	<p>最後に、事務局から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>来年度の代表者会議の開催予定であるが、第 1 回目を 8 月の下旬から 9 月の上旬に</p>

事務局	開催を予定している。日程が決まったら、事務局より連絡をさせていただく。
5 閉会 事務局	それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回浜松市要保護児童対策地域協議会 代表者会議を閉会する。